

木造住宅耐震改修工事等助成 ご利用の手引き

「世田谷区木造住宅耐震改修等助成金交付要綱」に基づき、木造住宅(戸建て、長屋、共同住宅、併用住宅、兼用住宅、寄宿舍、下宿)の建物所有者(法人は除く。)が行う耐震改修工事等にかかる費用について、一部を区が助成する制度です。

パンフレットをご確認の上、申請書類作成時の手引きとしてご利用ください。



世田谷区 防災街づくり担当部
防災街づくり課 耐震促進
(二子玉川分庁舎2階 B23 番窓口)

〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1
TEL: 03-6432-7177
FAX: 03-6432-7987

申請書等のダウンロードはこちら↓

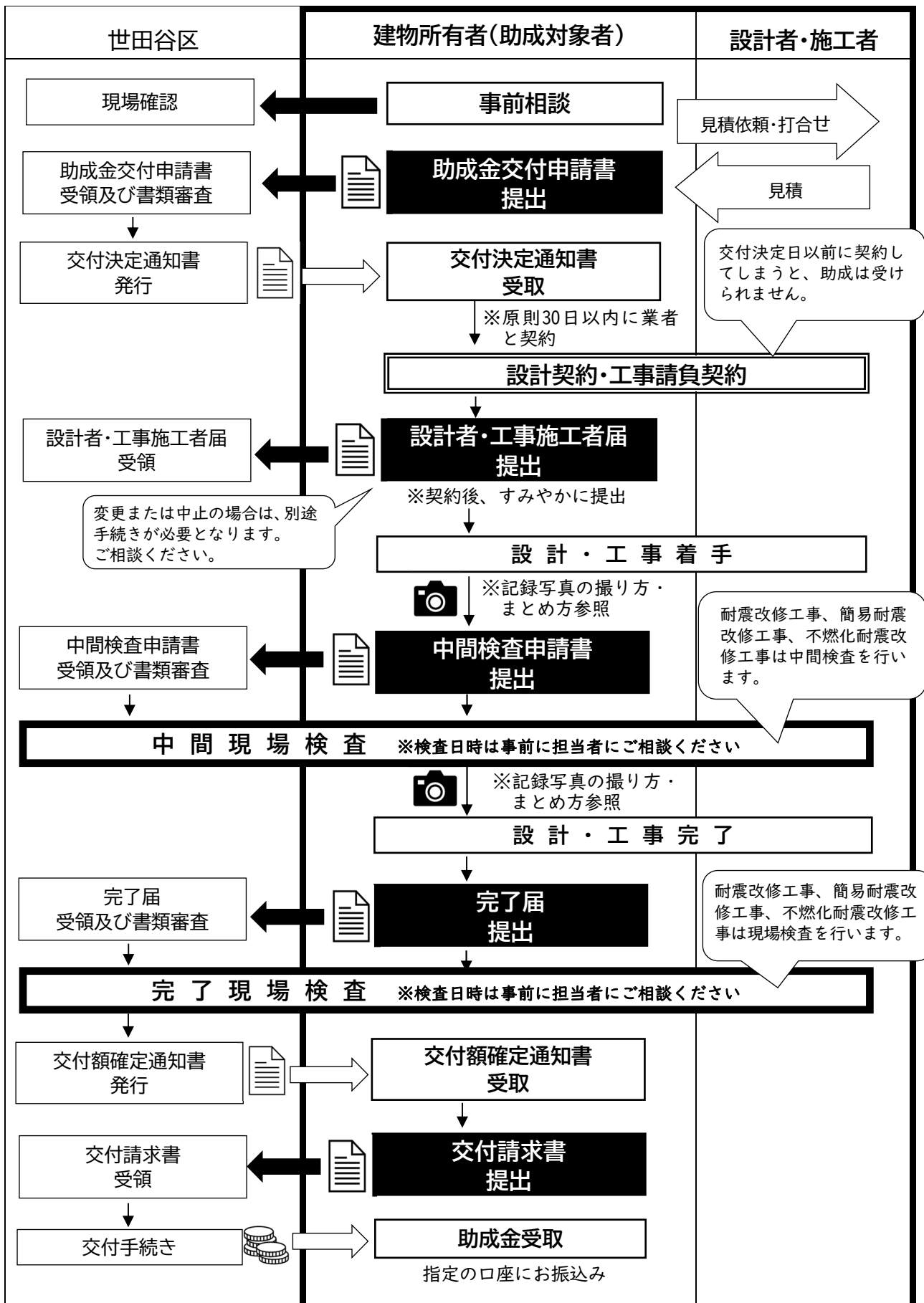
<https://www.city.setagaya.lg.jp/02067/3890.html>

(または『世田谷区ホームページ→検索メニュー→ページ ID から探す→3890』で検索)

— 目次 —

1. 申請の流れ.....	3
2. 提出が必要な申請等一覧.....	4
3. 交付申請.....	5
4. 交付決定.....	9
5. 設計者・工事施工者届.....	10
6. 変更申請.....	10
7. 中間検査.....	11
8. 辞退届.....	12
9. 出来高検査申請書.....	13
10. 完了届.....	14
11. 委任払いについて.....	17
12. 交付額確定.....	17
13. 請求書.....	18
14-1. 【リ・バース60】耐震改修利子補給制度を利用する場合のフロー.....	19
14-2. 【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書.....	20
参考1. 法適合チェックシートの記入例.....	21
参考2. 税の減免等の手続きに必要な証明書について.....	23
参考3. 地震保険の割引制度.....	23
参考4. 工事記録写真の撮り方、まとめ方.....	24
参考5. 世田谷区木造住宅耐震改修等支援事業における用語の定義.....	38

1. 申請の流れ



2. 提出が必要な申請等一覧

各申請書等には別途添付書類が必要です。各説明ページ参照。

●：必要 ○：場合により必要 ー：不要

提出時期	申請・届出	説明ページ	補強設計	耐震改修工事	不燃化耐震改修工事	不燃化建替え	簡易耐震改修工事	除却工事
契約前	交付申請書（第1号様式）	5	●	●	●	●	●	●
契約後～ 工事中	設計者・工事施工者届（第3号様式）	10	●	●	●	●	●	●
	変更申請書（第1号様式）	11	○	○	○	○	○	○
	中間検査申請書（第5号様式）	11	ー	●	●	ー	●	ー
	辞退届（第4号様式）	12	○	○	○	○	○	○
	出来高検査申請書（第9号様式）	13	ー	ー	○	○	ー	ー
完了後	完了届（第6号様式）	14	●	●	●	●	●	●
	交付請求書（第8号様式）	18	●	●	●	●	●	●

3. 交付申請 設計者・耐震改修工事業者等決定後、契約前に申請してください。

- ・書き方が不明な項目は空欄にするか、鉛筆で記入してください。
- ・修正液、修正テープ、消えるボールペンは使用しないでください。

第1号様式（第9条関係）

提出日を記入。

世田谷区木造住宅耐震改修等助成金交付（変更）申請書

令和8年 4月 1日

世田谷区長 あて

申請者（建物所有者（共有の場合は代表者）の住所、氏名、電話番号を記入。押印は不要です。

（郵便番号 158-0094）
 住所 世田谷区玉川1-20-1
 ふりがな せたがや たろう
 氏名 世田谷 太郎
 電話番号 03(6432)7177

世田谷区木造住宅耐震改修等助成金について、下記のとおり申請をします。

対象建築物の住所を記入。

記

助成対象建築物の所在地	世田谷区 玉川1丁目 20番 1号
助成対象事業	補強設計・ 耐震改修工事 ・簡易耐震改修工事 不燃化耐震改修工事・不燃化建替え・除却工
費用	3,500,000 円※
障害者	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
一般緊急輸送設備	該当 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
利子補給制度適用	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無

対象事業に○をつけてください。

加算や利用の有・無、該当・非該当について、それぞれいずれかに○をつけてください。

添付する見積書に書かれている総額（同一の契約で行う助成対象外費用（耐震改修以外のリフォーム等）も含む）を記入。

※添付する見積書の総額を記入して下さい。

区記入欄

助成対象事業	補強設計
耐震診断の総合評点	
助成対象事業に係る費用	円 円
既に交付を受けた助成金交付予定額	

区で記入するため申請者は記入不要です。なお既に補強設計で助成金交付を受けた場合の改修工事等の場合は、**補強設計助成額を差し引いた額が助成金交付予定額となります。**

世田谷区では、世帯の安全と区民等の安全のため、暴力団員による不当な行為を防止したり、不当な影響を排除したりするために必要な場合には、助成金の交付決定をしないこと又は交付決定の取り消し、また関係機関からの意見聴取を行うことがあります。

添付書類 (網掛けの書類は参考様式があります。ホームページに掲載の無いものは別途担当者からお渡しします。)	補強設計	耐震改修工事 簡易耐震改修工事	不燃化耐震改修工事	不燃化建替え	除却工事
委任状 ・申請者本人が対応する場合は不要です。設計者等が申請及び質疑対応する場合には、所有者からの委任状を添付してください。参考様式あり。	○	○	○	○	○
本人確認ができる書類 ・申請者の運転免許証やマイナンバーカード（裏面の個人番号が書かれている部分は不要）等の写し。	●	●	●	●	●
案内図 ・対象建築物の場所が特定できる地図。	●	●	●	●	●
建物の全部事項証明書又は所有権を証明する書類 ・建物の全部事項証明書は法務局で入手してください。 ・概ね3か月以内に発行されたもの。 ・所有者の住所と申請者の住所が同一か確認してください。現住所と異なる場合は、履歴が確認できるものを提出してください。 ・所有者が故人の場合、遺産分割協議書等を提出してください。遺産分割協議がない場合は、法定相続人が確認できるもの（法定相続情報証明書、戸籍謄本、除籍謄本等）を提出してください。 ・登記されていない場合、所有者変更がされていない場合等は担当者にご相談ください。	●	●	●	●	●
耐震改修工事等承諾書 ・共有者全ての承諾書を提出してください。単独所有の場合は不要です。参考様式あり。	○	○	○	○	○
住民税納税証明書 ・申請者本人の住民票が世田谷区にあり、耐震助成金を担当する部署が納税を担当する部署に納税情報の照会をすることに同意する場合は、提出不要です。ただし照会には時間を要することがあるため、スケジュールに余裕がなくお急ぎの場合は、ご自身で証明書を取得し添付するようお願いいたします。 ・前年度の1年分の完納（もしくは非課税）を確認してください。 ・申請者本人の住民票がある自治体で証明書を発行します。世田谷区に住民票がある場合、区役所第二庁舎1階納税課、各総合支所くみん窓口、各出張所、コンビニエンスストア（マイナンバーカード利用）で発行しています。詳しくは世田谷区納税業務センター（電話 03-6413-7561）又は納税課（電話 03-5432-2197）へご確認ください。	○	○	○	○	○
工程表 ・対象事業の開始予定日と完了予定日が分かるようにしてください。 ・年度ごとの支援事業のため、原則として2月末頃までに工事等が終わるように計画してください。不燃化耐震改修工事、不燃化建替えのみ複数年度にわたることが可能です。その場合、出来高予定表と整合させてください。	●	●	●	●	●

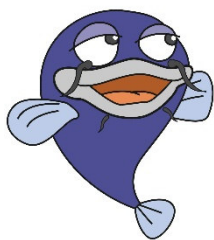
添付書類 (網掛けの書類は参考様式があります。ホームページに掲載の無いものは別途担当者からお渡しします。)	補強設計	耐震改修工事・簡易耐震改修工事	不燃化耐震改修工事	不燃化建替え	除却工事
耐震診断報告書 ・現況の各階平面図、耐震診断計算書、写真（上部構造評点が1.0未満であることを確認できるもの）	●	●	●	●	—
建築基準法に適合していることが確認できる書類(法適合チェックシート) 【P.21 参照】 ・対象建築物が建築基準法に適合しているか建築士が確認してください。参考様式あり。 ・適合していない場合は、不適合内容及び適合に是正するための計画が確認できるものとしてください。(補強設計助成の場合、申請時は不適合内容の確認のみでよい。完了時に是正計画を提出のこと。)	●	●	●	—	—
一般緊急輸送道路沿道建築物に該当していることが確認できる書類 ・立面図や断面図で、道路の中心（道路幅員が12m以下の場合は道路境界から6mの点）から45度の斜線を超える部分があることが分かるもの	—	○ ※	○	○	—
申請者又は同居する者が障害者等であり、助成対象建築物に居住していることが分かる書類 ・身体障害者手帳の写し ・介護保険被保険者証の写し ・都難病患者等の医療費助成対象者であるとして交付された医療券の写し ・小児慢性特定疾病医療受給者証の写し ・愛の手帳の写し ・精神障害者保健福祉手帳の写し	—	○ ※	○	○	—
見積書 ・助成対象事業の内訳が分かる見積書としてください。 ・耐震化に関連しないものは助成対象外となります。例えば、壁を補強するにあたり既存の造付けの棚を取り外して現状復旧（既存再取付または同等品の取付）する際の棚は助成対象ですが、新規で取付ける造作棚は助成対象外です。 ・不燃化耐震改修工事・不燃化建替えて複数年度にわたり出来高により助成金を受け取る場合は、年度ごとの出来高が確認できる見積書としてください。	●	●	●	●	●
建築士免許証 ・補強設計を行った（行う予定の）建築士のもの。	●	●	●	●	—
出来高予定表 ・年度ごとの出来高が分かるものをご提出ください。工程表、見積書と整合させてください。参考様式あり。	—	—	○	○	—
【リ・バース 60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書 ・【P.20】参照ください。	—	○ ※	○	—	—

添付書類 (網掛けの書類は参考様式があります。ホームページに掲載の無いものは別途担当者からお渡しします。)	補強設計	耐震改修工事・簡易耐震改修工事	不燃化耐震改修工事	不燃化建替え	除却工事
金融機関が発行した融資の辞退又は不承認となったことが分かる通知 ・助成対象事業は実行するが利子補給制度の利用のみを取止める場合、融資の辞退又は不承認となったことが分かる通知を金融機関に発行をしてもらい、それを提出ください。区で指定の様式はありません。	—	○ ※	○	—	—
建替えに関する設計図書 ・新たに建築する建物の配置図、各階平面図、立面図。	—	—	—	●	—
準耐火建築物等とすることが確認できる書類 ・改修後又は建替え後の住宅が準耐火建築物等となることが分かるもの。	—	—	●	●	—
省エネ基準適合建築物とすることが確認できる書類 ・建替え後の住宅が省エネ基準適合建築物となることが分かるもの。	—	—	—	●	—
補強設計図書 概要説明書 ・改修工事の概要をまとめたもの。参考様式あり。 改修各階図 ・建築基準法上の面積を計算し、記載してください。 ・耐震改修に関する事項が分かるように、工事箇所を着色するなど明確に示してください。 詳細図 ・屋根葺き替えを行う場合は、前後の屋根仕様、面積が分かるようにしてください。 ・基礎補強を行う場合は、補強箇所、補強詳細が分かるようにしてください。 ・面材を使用する場合は、釘ピッチや受け材等の仕様が分かるようにしてください。 ・使用する金物や屋根材等のカタログの写しを添付してください。 計算書 ・上部構造評点または上部構造耐力1.0以上（簡易改修工事の場合は、1階が1.0以上）であることが確認できるもの。 ・(財)日本建築防災協会による「2012年改訂木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法1で行ってください。 ・接合部Iの箇所はN値計算（計算過程を含む）を添付してください。 ・精密診断法1を使用する場合は、耐力壁の厚さ、釘種類・ピッチ、床の厚さ、根太ピッチ等を確認した写真が必要となります。((財)日本建築防災協会「2012年改訂木造住宅の耐震診断と補強方法」第4章精密診断法1)	—	●	●	—	—

補強部材評定書等

- ・(財)日本建築防災協会「木造住宅の耐震補強の実務」に掲載されていない工法を使用する場合は、(財)日本建築防災協会の評定書を提出してください。併せて、評定書に記載されている必要資格の免許証等も提出してください。また、評定書通りに施工可能かどうか、よく確認してください。

※簡易耐震改修工事は、一般緊急輸送道路沿道建築物加算、障害者等加算、耐震改修利子補給制度利用の対象外です。



「後見人がいる」「建物が信託財産」の場合、申請者はだれ？

- ・ **建物所有者が被後見人**の場合、申請者名は「〇〇後見人△△」等としてください。(〇〇は被後見人 △△は後見人)。本人確認書類、納税証明書は、被後見人のものとなります。後見の内容は登記の写しを提出いただき確認します。
- ・ **建物が信託財産**の場合、受託者が所有者(申請者)となります。受託者が法人の場合は支援対象外となるので注意。信託の内容は登記の写しを提出いただき確認します。

4. 交付決定

交付する旨の通知を申請者又は代理者あてに郵送します。交付決定通知書以外に今後の手続きの案内、提出書類の書式を同封しますのでご確認ください。

5. 設計者・工事施工者届

- ・ 交付決定通知書を受理してから原則 30 日以内に補強設計、耐震改修工事等の契約を行ってください。
- ・ 申請者と発注者は同一としてください。連名可。申請者以外の方が発注者の場合は助成の対象外となります。
- ・ 契約金額が交付申請時の見積額と異なる場合は、内訳が分かるものを提出してください。

- ・ 書き方が不明な項目は空欄にするか、鉛筆で記入してください。
- ・ 修正液、修正テープ、消えるボールペンは使用しないでください。

設計者・工事施工者届

提出日を記入。

令和8年 6月 1日

世田谷区長 あて

申請者（建物所有者（共有の場合は代表者））の住所、氏名、電話番号を記入。押印は不要です。

（郵便番号 158-0094）
 〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1
 ふりがな せたがや たろう
 氏名 世田谷 太郎
 電話番号 03(6432)7177

令和8年4月20日付8世防街第〇〇〇号による世田谷区木造住宅耐震改修等助成金の交付決定に係る助成対象建築物について、下記のとおり助成対象事業の施工者（補強設計の場合は設計者）を決定した。

交付決定通知書右上に記載の日付、文書番号を記入。

記

助成対象建築物の所在地	世田谷区 玉川1丁目 20番 1号
設計者・施工者 住所 氏名 電話	せたがや建設株式会社 世田谷区世田谷4-21-27 代表取締役 玉川 次郎 03-5432-1111

添付する契約書にある受注者の会社名、代表者名、住所、電話番号を記入。

添付書類

- 契約書
- 工程表

契約書の写し（契約日、契約者（発注者、受注者）、契約金額、工事（補強設計の場合は設計）概要がわかる箇所の抜粋で可）

対象事業に関する工程表で日程の確定したものを。

6. 変更申請

助成金の交付決定後、工事内容等に変更が生じた場合は、変更の工事に着手する前に、区担当者に報告してください。助成金変更申請が必要になることがあります。その場合の提出書類は、当初申請と同じです。ただし当初申請と変更がない添付書類は省略できます。また、利子補給制度の利用の変更が生じた場合も、助成金変更申請が必要になります。

内容を審査し、変更内容について助成対象と認めるときには、「助成金交付（変更）決定通知書（第2号様式）」を交付しますので、交付後に工事に着手してください。また、金額に変更がある場合は、変更後の契約書の写しを速やかに提出（郵送又は持参）してください。

7. 中間検査 耐震改修工事、簡易耐震改修工事、不燃化耐震改修工事の場合のみ

工事が適切に施工されているか、工事の途中で確認する手続きです。中間検査を行うタイミングは交付決定時にお知らせします。

- ・書き方が不明な項目は空欄にするか、鉛筆で記入してください。
- ・修正液、修正テープ、消えるボールペンは使用しないでください。

中間検査申請書

提出日を記入。

令和8年 7月 1日

世田谷区長 あて

申請者（建物所有者（共有の場合は代表者））の住所、氏名、電話番号を記入。押印は不要です。

(郵便番号 158-0094)
 住所 世田谷区玉川1-20-1
 ふりがな せたがや たろう
 氏名 世田谷 太郎
 電話番号 03(6432)7177

交付決定通知書右上に記載の日付、文書番号を記入。

令和8年4月20日付8世防街第〇〇〇号による世田谷区木造住宅耐震改修等助成金の交付決定に係る助成対象建築物について、当該決定により指定された工程に達したので、中間検査を申請します。

交付決定通知に書かれている工程を記入。

助成対象建築物の所在地	世田谷区玉川1丁目 20番 1号
指定された工程	柱頭柱脚金物設置時
日	令和8年 7月 3日

別途お渡しする参考様式をご利用ください。

検査日は事前に区担当者と相談してください。

- 添付書類
- 中間報告書
 - 工事記録写真

金物の種類やビス本数、耐力壁の釘ピッチ、筋かいの厚さ等がわかるように鮮明に撮影をお願いいたします。工事記録写真で仕様通りに施工したことが確認できない場合は、その部分の耐力を抜いて再計算してください。

8. 辞退届

交付決定後に、耐震改修工事等の助成対象事業を取り止めた場合は、辞退届を提出してください。

- ・書き方が不明な項目は空欄にするか、鉛筆で記入してください。
- ・修正液、修正テープ、消えるボールペンは使用しないでください。

第4号様式（第9条関係）

世田谷区木造住宅耐震改修等助成金交付辞退届 **提出日を記入。**

令和8年 5月 1日

申請者（建物所有者（共有の場合は代表者））の住所、氏名、電話番号を記入。押印は不要です。

(郵便番号 158-0094)
 住所 世田谷区玉川1-20-1
 ふりがな せたがや たろう
 氏名 世田谷 太郎
 電話番号 03(6432)7177

令和8年4月20日付8世防街第〇〇〇号による世田谷区木造住宅耐震改修等助成金の交付決定に係る助成対象建築物について、下記のとおり助成対象事業を取り止めるので、助成金の交付を辞退する旨、

交付決定通知書右上に記載の日付、文書番号を記入。

記

助成対象建築物の所在地	世田谷区 玉川1丁目 20番 1号
助成金交付予定額	3,000,000円
助成対象事業	補強設計 <input checked="" type="checkbox"/> 耐震改修工事・簡易耐震改修工事 不燃化耐震改修工事・不燃化建替え・除却工事
事業取り止めの理由	工事が中止となったため

交付決定通知に記載の助成金交付予定額を記入。

対象事業に○をつけてください。

取り止めの理由を簡潔に記入してください。

9. 出来高検査申請書 不燃化耐震改修工事、不燃化建替えて事業が複数年度にわたる場合のみ

その年度の出来高分の検査を行います。

- ・書き方が不明な項目は空欄にするか、鉛筆で記入してください。
- ・修正液、修正テープ、消えるボールペンは使用しないでください。

第9号様式（第12条の2関係）

世田谷区木造住宅耐震改修等助成金出来高検査申請書

提出日を記入。

令和9年 3月 1日

申請者（建物所有者（共有の場合は代表者））の住所、氏名、電話番号を記入。押印は不要です。

申請者

（郵便番号 158-0094）
 住所 世田谷区玉川1-20-1
 ふりがな せたがや たろう
 氏名 世田谷 太郎
 電話番号 03(6432)7177

令和8年4月20日付8世防街第〇〇〇号で交付決定通知を受けた世田谷区木造住宅耐震改修等助成金に係る助成金出来高交付について、関係書類を添えて、下記の

交付決定通知書右上に記載の日付、文書番号を記入。

記

助成対象建築物の所在地	世田谷区 玉川1丁目 20番 1号
助成対象事業	不燃化耐震改修工事・不燃化建替え
出来高部分の完了予定日	令和9年 3月 4日

予定の出来高に達する日を記入。

添付書類

- 助成対象事業出来高報告書
- 助成金額算出内訳書（出来高分費用が確認できるもの）
- 助成対象事業の出来高費用に係る請求書
- その他（ ）

別途お渡しする参考様式をご利用ください。

出来高分の費用が分かる工事内訳書。

区記入欄

助成対象事業	不燃化耐震改		
助成金交付予定額			
出来高に相応する助成金額		円	円

出来高費用（以上の額）を申請者に請求したことが分かる請求書（支払い済みであれば領収書）の写し。

10. 完了届 原則2月末日までにご提出ください。

耐震改修工事等が完了したら、以下の書類を提出してください。特に隠蔽部分の工事記録写真は適切に撮影、整理の上ご提出ください。耐震改修工事、簡易耐震改修工事、不燃化耐震改修工事については、現場検査も行います。

- ・書き方が不明な項目は空欄にするか、鉛筆で記入してください。
- ・修正液、修正テープ、消えるボールペンは使用しないでください。

提出日を記入。

世田谷区木造住宅耐震改修等助成金助成対象事業完了届

令和8年 10月 1日

世田谷区長 あて

申請者（建物所有者（共有の場合は代表者）の住所、氏名、電話番号を記入。押印は不要です。

（郵便番号 158-0094）
住所 世田谷区玉川1-20-1
ふりがな せたがや たろう
氏名 世田谷 太郎
電話番号 03(6432)7177

令和8年4月20日付8世陸衛第〇〇〇号による世田谷区木造住宅耐震改修等助成金の交付決定に係る建築物について、助成対象事業が完了したので、届け出

交付決定通知書右上に記載の日付、文書番号を記入。

記

助成対象建築物の所在地	世田谷区 玉川1丁目 20番 1号
助成対象事業	補強設計・耐震改修工事・簡易耐震改修工事 不燃化耐震改修工事・不燃化建替
費用総額	3,500,000円 ※1
検査希望日	令和8年 10月 4日 ※2

最終的な費用が確認できる領収書又は請求書の総額を記入。

- ※1 添付する請求書の総額を記入して下さい。
※2 補強設計・不燃化建替え・除却工事は除く。

検査日は事前に区担当者と相談してください。

添付書類

<補強設計の場合>

- 補強設計図書（設計完了報告書、改修各階平面図等、計算書、補強部材評定書等）
- 領収書又は請求書 委任状（助成金の受領を委任する場合）
- 是正計画の内容が確認できる書類（不適合の場合）

<耐震改修工事、簡易耐震改修工事、不燃化耐震改修工事又は除却工事の場合>

- 工事完了報告書（除却工事は除く） 工事記録写真
- 補強設計図書（軽微な変更があったとき）（除却工事は除く）
- 領収書又は請求書 委任状（助成金の受領を委任する場合）
- 是正結果が確認できる書類（不適合の場合）（除却工事は除く）

<不燃化建替えの場合>

- 建築基準法に基づく検査済証 省エネ基準への適合を確認できる書類
- 準耐火建築物等を確認できる書類
- 領収書又は請求書 委任状（助成金の受領を委任する場合）

添付書類 (網掛けの書類は参考様式があります。ホームページに掲載の無いものは別途担当者からお渡しします。)	補強設計	耐震改修工事・簡易耐震改修工事	不燃化耐震改修工事	不燃化建替え	除却工事
委任状 ・助成金の受領を委任する場合に提出してください。委任者は申請者、代理人は工事施工者等(助成金を受領する者)。参考様式あり。申請者本人が助成金を受領する場合は不要です。制度の詳細は 11. 委任払いについて 【P.17】参照。	○	○	○	○	○
領収書又は請求書 ・受注者(設計者や施工業者)から発注者(申請者)にあてた請求書又は領収書の写し。申請時の見積書から金額が変わっている場合は、変わった部分の内容が分かる内訳書を提出してください。	●	●	●	●	●
補強設計図書 設計完了報告書 ・設計内容の概要をまとめたもの。参考様式あり。 改修各階図 ・建築基準法上の面積を計算し、記載してください。 ・耐震改修に関する事項が分かるように、補強箇所を着色するなど明確に示してください。 詳細図 ・屋根葺き替えを行う場合は、前後の屋根仕様、面積が分かるようにしてください。 ・基礎補強を行う場合は、補強箇所、補強詳細が分かるようにしてください。 ・面材を使用する場合は、釘ピッチや受け材等の仕様が分かるようにしてください。 ・使用する金物や屋根材等のカタログの写しを添付してください。 計算書 ・上部構造評点または上部構造耐力1.0以上であることが確認できるもの。ただし、地階がある場合は必要耐力を1.2倍とした上で、上部構造評点または上部構造耐力が1.0以上のもの。 ・(財)日本建築防災協会による「2012年改訂木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法1で行ってください。 ・接合部Iの箇所はN値計算(計算過程を含む)を添付してください。 ・精密診断法1を使用する場合は、耐力壁の厚さ、釘種類・ピッチ、床の厚さ、根太ピッチ等を確認した写真が必要となります。(財)日本建築防災協会「2012年改訂木造住宅の耐震診断と補強方法」第4章精密診断法1) 補強部材評定書等 ・(財)日本建築防災協会「木造住宅の耐震補強の実務」に掲載されていない工法を使用する場合は、(財)日本建築防災協会の評定書を提出してください。併せて、評定書に記載されている必要資格の免許証等も提出してください。また、評定書通りに施工可能かどうか、よく確認してください。	●	—	—	—	—

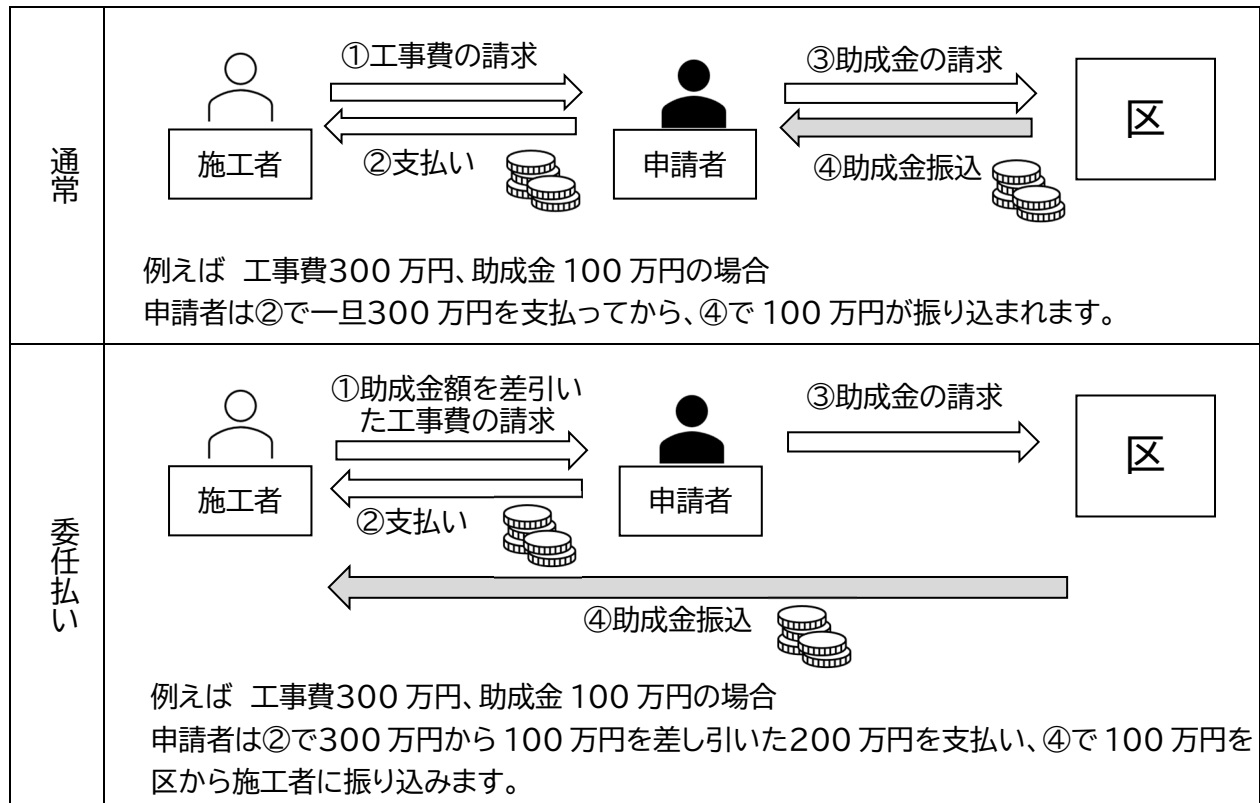
添付書類 (網掛けの書類は参考様式があります。ホームページに掲載の無いものは別途担当者からお渡しします。)	補強設計	耐震改修工事・簡易耐震改修工事	不燃化耐震改修工事	不燃化建替え	除却工事
建築基準法に適合していることが確認できる書類(法適合チェックシート) 【P.21 参照】 ・ 不適合内容及び適合に是正結果（補強設計の場合は是正計画）が確認できるものとしてください。	●	●	●	—	—
工事完了報告書 ・ 改修工事の概要をまとめたもの。参考様式あり。	—	●	●	—	—
変更補強設計図書 ・ 補強内容に警備な変更があった場合、変更内容が分かる図面や計算書。	—	○	○	—	—
工事記録写真 ・ 除却工事の場合は、除却前、除却中、産廃積込中、除却後の写真。 ・ 改修工事の場合は、「参考5. 工事記録写真の撮り方、まとめ方」参照。 ・ 現場で排出される産業廃棄物を収集運搬車に積み込む時の写真。収集運搬車の側面にある「産業廃棄物収集運搬車」「会社名（事業者名）」「許可番号の下6桁」が写るように撮影してください。	—	●	●	—	●
検査済証 ・ 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項による検査済証の写し。	—	—	—	●	—
準耐火建築物等確認書類 ・ 確認申請書副本の写し（第4面により確認）など。	—	—	●	●	—
省エネ基準への適合確認書類 下記のいずれか。 ・ 建築基準法第7条または第7条の2による検査済証 ・ 住宅省エネルギー性能証明書 ・ 建設住宅性能評価書（断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4に適合しているもの） ・ 省エネ基準への適合性に関する説明書の写し【300㎡未満の場合に限る】	—	—	—	●	—

11. 委任払いについて

申請者（建物所有者等）が用意する金額を少なくすることができる制度です。

通常の手続きでは、助成金請求前に工事金額等の全額について支払いを済ませる必要がありますが、委任払い制度を利用すると、自己負担額（工事金額等から助成金額を差引いた額）の支払いが済んだ後に、委任された工事業者等が、申請者に代わって助成金を受け取ることになります。

※助成金受領の委任であって、債券譲渡ではありません。



12. 交付額確定

助成金交付額確定通知を申請者又は代理者あてに郵送します。出来高がある場合は、出来高時と完了時の2回、交付額の確定を通知します。

13. 請求書

- ・ 助成事業に係る費用（委任払いの場合は助成額を差し引いた自己負担分）の支払いが完了した後に助成金を請求してください。
- ・ 請求書の提出から半月程度で助成金が振り込まれます。振込予定日は区担当者から連絡します。
- ・ 振込先の口座名義は申請者本人のものとしてください。
- ・ 出来高がある場合は、年度ごとに助成金を請求してください。

- ・ 書き方が不明な項目は空欄にするか、鉛筆で記入してください。
- ・ 修正液、修正テープ、消えるボールペンは使用しないでください。

世田谷区木造住宅耐震改修等助成金交付請求書

提出日を記入。

令和8年10月15日

世田谷区長 あて

申請者（建物所有者（共有の場合は代表者））の住所、氏名、電話番号を記入。押印は不要です。

（郵便番号 158-0094）
住所 世田谷区玉川1-20-1
ふりがな せたがや たろう
氏名 世田谷 太郎
電話番号 03（6432）7177

令和8年10月20日付8世防街第〇〇〇号-〇で交付額を確定した旨の通知のあった世田谷区木造住宅耐震改修等助成金について、下記のとおり請求します。

交付額確定通知書右上に記載の日付、文書番号を記入。

1 請求金額

¥3,000,000

交付額確定通知書にある助成額を記入。

2 建物の概要

助成対象建築物の所在地 世田谷区 玉川1丁目 20番 1号

対象建築物の住所を記入。

3 請求区分

完了 出来高

いずれかを選択。

添付書類

<助成対象者が助成金を受領する場合>

助成対象事業にかかった費用の領収書

<助成金の受領を助成対象事業に係る設計者又は工事施工者に委任する場合>

自己負担分がある場合はその領収書

いずれかを選択し、費用の支払いが確認できる領収書の写し等を添付してください。

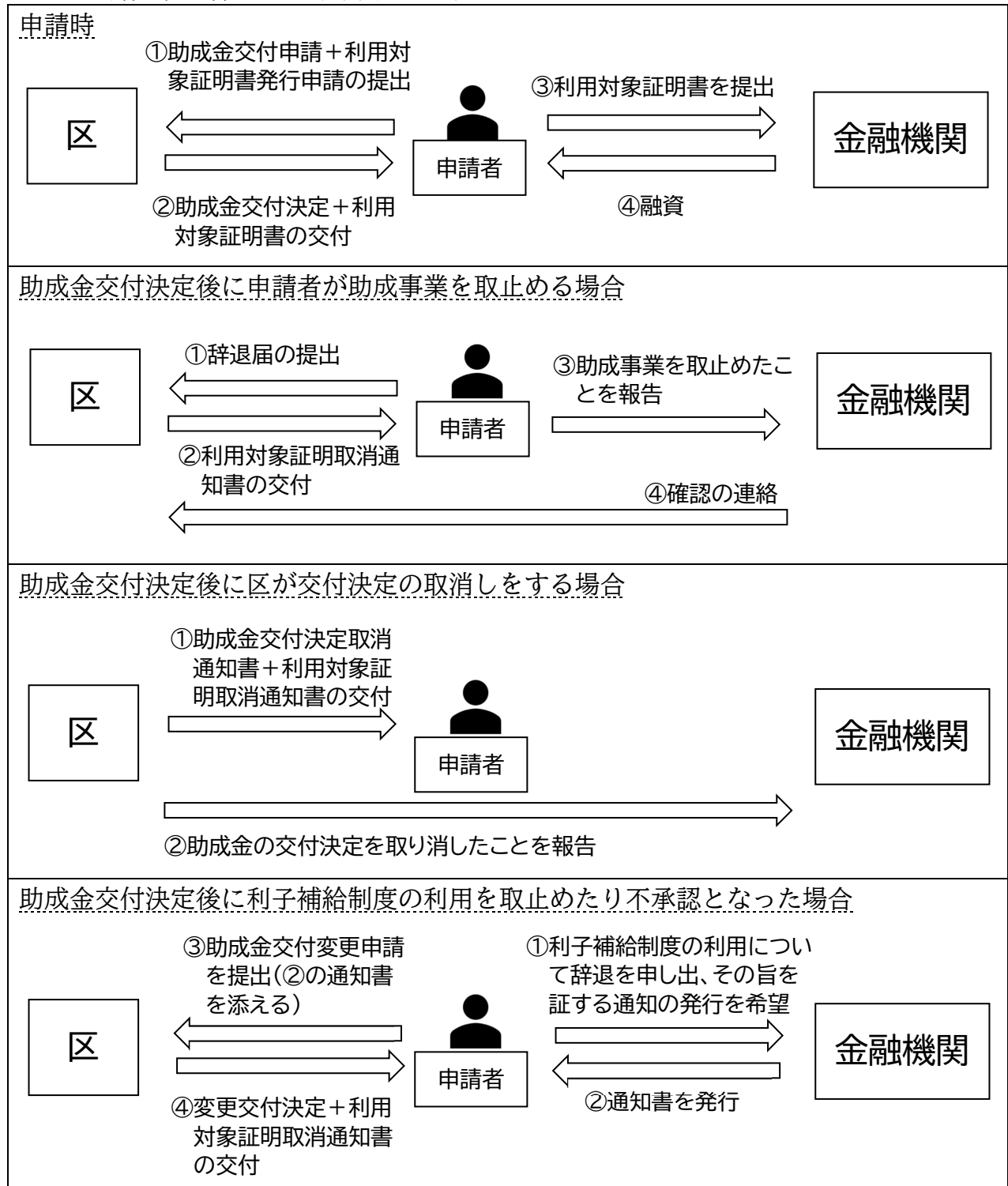
14-1. 【リ・バース60】耐震改修利子補給制度を利用する場合のフロー

【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の詳細、取り扱い金融機関等については、住宅金融支援機構にお問合せください。

問合せ先：【リ・バース60】ダイヤル 0120-9572-60（通話無料）



- ・ 【リ・バース60】利子補給制度を利用するには、金融機関への申し込みが必要ですが、申し込みの際に、世田谷区の耐震改修助成の対象であることを証明する必要があります。
- ・ 助成金交付申請時に、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書（第11号様式）を合わせてご提出ください。



14-2. 【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書

- ・ 【リ・バース60】耐震改修利子補給制度を利用される方は、助成金交付申請時に合わせて提出してください。
- ・ 誓約事項、提出書類、承諾事項についてそれぞれ内容を確認し、該当箇所にチェックを記入してください。
- ・ 申請時や変更時以外の「契約時」「完了時」等で【リ・バース60】耐震改修利子補給制度に対する提出書類はありません。

- ・ 書き方が不明な項目は空欄にするか、鉛筆で記入してください。
- ・ 修正液、修正テープ、消えるボールペンは使用しないでください。

提出日を記入。

令和8年 4月 1日

(提出先) 世田谷区長

【リ・バース60】耐震改修利子補給

【リ・バース60】の申込人の住所、氏名、電話番号を記入。
助成金申請者と異なる場合は「補助事業申請者氏名」欄に助成金申請者氏名を記入。

【リ・バース60】耐震改修利子補給制度を利用するにあたっては、「補助事業申請者氏名」欄に助成金申請者氏名を記入し、「提出書類」欄に提出書類の種類を記入してください。

申請者 (【リ・バース60】のお申込人) ※【リ・バース60】のお申込人が2人の場合は、いずれかの方がご記入ください。	氏名	フリガナ セタガヤ タロウ 世田谷 太郎
	住所	〒 (158 -0094) 世田谷区玉川1-20-1
	電話番号	03-6432-7177
	補助事業申請者氏名	(【リ・バース60】のお申込人と補助事業の申請者が異なる場合のみ記載)
改修する住宅の所在地 (地名地番)	世田谷区 玉川1 丁目 20 番 1 号	
補助事業等名	世田谷区木造住宅耐震改修等助成金交付事業	

※内容を確認の上、該当箇所にチェックをご記入ください

誓約事項	
<input checked="" type="checkbox"/>	【リ・バース60】耐震改修利子補給制度を利用するに当たって、上記補助事業等の利用要件を満たしていることを誓約します。現時点で合致していない要件につきましては、補助申請時には満たすことを誓約します。
提出書類 (いずれかにチェック)	
<input checked="" type="checkbox"/>	本申請書提出時点で、補助申請書類は提出済みです。
<input type="checkbox"/>	本申請書提出時点では、補助申請書類を提出していないため、本申請する資料(補助申請書類)を提出します。ただし、現時点では提出()出します。
承諾事項	
<input checked="" type="checkbox"/>	次の①から③までの全ての事項について承諾します。
①	補助事業等の対象とならない場合、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用ができないこと。
②	【リ・バース60】の要件に合致しない場合、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用ができないこと。 【リ・バース60】取扱金融機関の審査の結果、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用ができないことがあること。
③	本申請に関する情報(申請者及び補助申請者の情報を含む。)は、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度及び補助事業等の実施のために必要な範囲で地方公共団体と住宅金融支援機構が共有すること。

内容を確認し、チェックしてください。

参考1. 法適合チェックシートの記入例

- ・書き方が不明な項目は空欄にするか、鉛筆で記入してください。
- ・修正液、修正テープ、消えるボールペンは使用しないでください。

提出日を記入。

(参考様式) 建築基準法関係法令適合確認チェックシート

令和8年 4月 1日

世田谷区長 あて

申請者（建物所有者（共有の場合は代表者））の住所、氏名、電話番号を記入。押印は不要です。

申請者 住所 世田谷区玉川1-20-1
 氏名 世田谷 太郎
 電話番号 03-643-7177

以下の建築物の建築基準法関係法令への適合状況について、図面を別途添付し、

調査結果を報告し

是正計画につ

是正結果につい

記載の事項は、事実と相違ありま

補強設計申請時→調査結果を報告します。
 補強設計完了時→是正計画について報告します。※
 改修工事申請時→（不適合無）調査結果を報告します。
 （不適合有）是正計画について報告します。
 改修工事完了時→是正結果について報告します。※
 ※不適合項目がない場合、完了時は添付不要です。

《建物概要》

建物名称	世田谷太郎邸
主要用途	一戸建ての住宅
建築場所	世田谷区 玉川1丁目20番1号(住居表示) 玉川1丁目48番地 (地番)
建築確認済証	交付年月日番号 昭和58年1月20日 第1111号
検査済証	交付年月日番号：昭和 年 月 日
増改築履歴	増築 無 / 有 (昭和63年 2.43 m改修) 改修 無 / 有 (年) その他 ()

建物名称を記入。特になければ未記入でも可。

建築確認済証、検査済証の取得があれば記入。

増改築の履歴を記入。

《調査者》

建築士事務所	名称： ○○○建築事務所
	所在地： 世田谷区世田谷4-21-27
	電話： 03 (5432) 1111
	(一級)級建築士事務所 (都知事) 登録 第 ○○○○ 号
建築士	氏名： 玉川 次郎 (印) (一級)級建築士 (国土交通大臣) 登録 第 ○○○○ 号

法適合確認を行った建築士の情報を記入。

現行法に適合していれば「適合」
 現行法には適合していないが建築時の法に適合していれば「既存不適格」
 現行法、建築時の法いずれにも適合していなければ「不適合」
 とし、判断した理由を簡潔に記入してください。
 必要に応じて検討した図面等の資料を添付してください。

《確認概要》

調査項目	調査結果（是正計画）		
用途 (法48条等)	用途地域等	<input checked="" type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 既存不適格 <input type="checkbox"/> 不適合
	一戸建て住宅であり適合		
規模 (法3章等)	容積率・建蔽率・高さ・日影等	<input type="checkbox"/> 適合	<input checked="" type="checkbox"/> 既存不適格 <input type="checkbox"/> 不適合
	新築時の規制 建ぺい率 50% 容積率 100% 増築時の規制 建ぺい率 50% 容積率 100% 現在の規制 建ぺい率 40% 容積率 80% (地区計画による) 敷地面積 120㎡ 建築面積 55㎡ 延べ床面積 92㎡ (増築面積含む) 建ぺい率 $55/120 \times 100 = 45.8\%$ $> 40\%$ 容積率 $92/120 \times 100 = 76.6\%$ $\leq 80\%$ ∴ 建ぺい率が既存不適格 道路斜線、高度斜線については適合 (添付図面参照)		
道路 (法3章、都安全条例等)	接道・道路後退・敷地形状等	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 既存不適格 <input checked="" type="checkbox"/> 不適合
	2項道路未後退 (後退部分に門扉突出 添付図面参照)		
避難規定 (令5章、都安全条例等)	窓先空地・直通階段・主要な出入口等	<input checked="" type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 既存不適格 <input type="checkbox"/> 不適合
	2階建て一戸建て住宅であり適合		
その他 (検査済証取得時と異なる部分等)			

※ 調査確認資料・図面を添付すること。

区備考欄

参考2. 税の減免等の手続きに必要な証明書について 耐震改修工事、不燃化耐震改修工事のみ

一定の条件を満たし、対象期間内に耐震改修工事を完了した住宅については、所得税、固定資産税が申告により減額・減免されます。区の助成制度を利用して耐震改修工事を行った場合には、耐震基準に適合した工事を行ったことについての証明書を区で発行できます。（設計者等でも発行可能です。）証明書発行についての手続き詳細は、完了検査後の送付書類と一緒に郵送します。

これらの証明書は、地震保険の割引適用のための証明にもなります。税務署等に提出する前にコピーを取って保管することをお勧めします。（**参考3. 地震保険の割引制度**参照。）

	対象	区で発行する証明書
所得税控除	〔旧耐震のみ〕自己居住用の旧耐震の家屋について耐震改修をした所有者	住宅耐震改修証明書
固定資産税減免	〔旧耐震・新耐震〕耐震改修費用が1住戸あたり50万円を超えている住宅の所有者	〔旧耐震の場合〕住宅耐震改修証明書 〔新耐震の場合〕新耐震基準木造住宅耐震改修証明書

減税・減免の手続きに必要な添付書類や申請方法、対象の確認、控除額等の内容は下記の窓口にご直接お問い合わせください。

所得税（国税）		
世田谷税務署	03-6758-6900	世田谷区若林 4-22-13 合同庁舎 3.4階
北沢税務署	03-3322-3271	世田谷区松原 6-13-10
玉川税務署	03-3700-4131	世田谷区玉川 2-1-7
固定資産税・都市計画税（都税）		
世田谷都税事務所	03-3413-7111	世田谷区若林 4-22-13 合同庁舎 5.6階

参考3. 地震保険の割引制度 地震保険制度の詳細については各保険会社等にお問合せください。

- 地震保険に関する法律において、保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することで地震等による被災者の生活の安定に寄与することとしています。
- 地震保険には耐震性能に応じた割引制度があります。

割引制度	割引の説明	保険料の割引率
免震建築物割引	免震建築物である場合	50%
耐震等級割引	日本住宅性能表示基準等に定められた耐震等級（※）を有している場合（住宅性能評価書等の取得が必要）	耐震等級3：50% 耐震等級2：30% 耐震等級1：10%
耐震診断割引	耐震診断又は耐震改修の結果、耐震基準を満たす（上部構造評点または上部構造耐力1.0以上）場合	10%
建築年割引	昭和56年6月1日以降に新築された建物の場合	10%

耐震改修工事証明書が割引を適用する場合の確認書類になります。

※ 耐震等級は1から3まであり、等級1は建築基準法の最低基準、等級2は等級1の1.25倍の地震力、等級3は等級1の1.5倍の地震力に対して倒壊、崩壊等しないことが求められる。

参考4. 工事記録写真の撮り方、まとめ方

工事記録写真で施工内容を確認します。仕様通りに施工したことが確認できない場合は、その部分の耐力を除いて再計算していただきます。着工前によく読んで、漏れのないようご注意ください。

また、産業廃棄物を適切に処分しているか確認するため、現場で排出される産業廃棄物を収集運搬車に積み込み際、収集運搬車の側面にある「産業廃棄物収集運搬車」「会社名（事業者名）」「許可番号の下6桁」を撮影してください。

■ 共通注意点

- ・ 写真は全ての工事箇所ごとに、施工前、施工中、施工後の状況を撮影して下さい。
(工事箇所ごとに番号をふった図面を作成し添付して下さい)
- ・ 写真は工事箇所が特定できる程度の**全景**と、補強仕様が分かる**詳細部分**を撮影してください。
(構造用合板耐力壁仕様は、四周釘打ちが確認できるよう梁・土台まで含めて撮影してください。)
(受け材仕様は、受け材の固定状況が確認できるよう撮影してください。)
- ・ **工事箇所番号**や**仕様等**の必要事項をボードに、もしくは直接部材に記載して撮影してください。
- ・ 記録写真帳はカラー印刷(提出部数1部)してください。
- ・ 写真毎に、工事箇所番号、その他必要と思われる事項を記入し、工事着手から完了までの経過がわかるよう、整理してください。



■ 部位別注意点



壁	
耐力壁は、工事箇所ごとに筋交い・金物・面材の補強工事が一連で分かるように撮影してください。	
筋交い	サイズが分かるようにメジャーをあてて撮影してください。
	写真台帳にもサイズを記入してください。
金物	柱頭・柱脚金物、筋交い金物は、工事箇所番号毎に上下左右、撮影をしてください。
	金物は、取付け状況の分かる写真としてください。
	写真台帳に柱頭・柱脚の区別や仕様を記入してください。
面材	全体と詳細を撮影してください。
	詳細では、釘種類、釘ピッチにメジャーをあてて撮影してください。
	構造用合板は、JASの刻印や特類(外壁側)の刻印も撮影してください。
	写真台帳に、面材の種類や厚さ、釘ピッチ等を記入してください。
基礎	
配筋は、主筋・せん断補強筋の径やピッチが分かるように撮影してください。	
根切り、床付け状況や目荒らし状況、アンカー筋の状況が分かるように撮影してください。	
HDアンカーやアンカーボルトは、設置前に定着長が分かるように撮影してください。	
屋根	
改修前・葺替え中・完了後の写真を撮影してください。	
屋根補強の場合は、垂木のサイズ・ピッチ・転び止め・野地板厚等を撮影してください。	
その他（建築基準法抵触箇所の是正）	
是正前・是正中・是正後の写真を撮影してください。メジャーをあてる等、是正内容が分かるように撮	

影してください。

(例) 壁補強工事



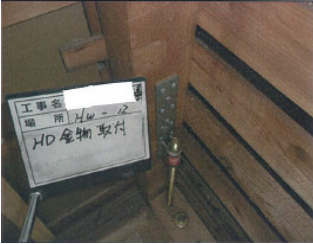
工事箇所 No.	HW8 X8 通り Y2~Y3 通り	施工日	●●/●●/●●
----------	--------------------	-----	----------

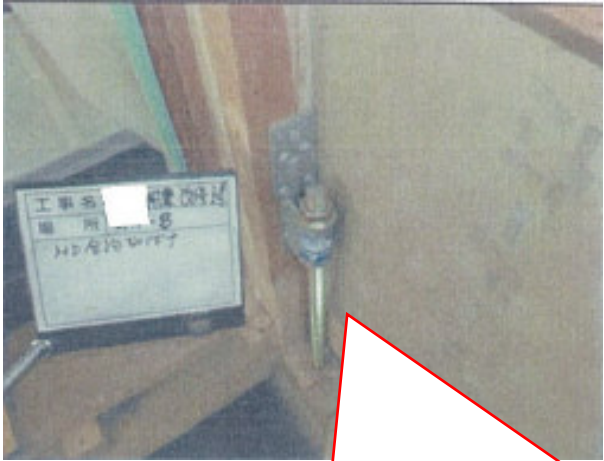
施工前	リビング	施工前	家具移動
全景		全景	
			
備考		備考	

施工中	既存壁撤去後	施工中	筋かい 45×90 片筋設置後
全景		全景	
			
備考		備考	

(例) 壁補強工事



工事箇所 No.	HW8 X8 通り Y2~Y3 通り	施工日	●●/●●/●●
----------	--------------------	-----	----------



施工中 上端左	柱頭金物設置 X8, Y3 柱頭部	施工中 下端右	柱頭金物設置 X8, Y2 柱頭部
		  <p>2階 X8, Y2 柱脚部</p>	
備考	HD10C	備考	HD25

施工中 上端左	柱脚金物設置 X8, Y3 柱脚部	施工中 下端左	柱脚金物設置 X8, Y2 柱脚部
			
<div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>ビス本数・ビスの色が分かるよう鮮明な写真としてください。</p> </div>			
備考	HD15 (ケミカルアンカー)	備考	HD25 (ケミカルアンカー) 既存アンカーボルト使用

(例) 壁補強工事



工事箇所 No.	HW8 X8 通り Y2~Y3 通り	施工日	●●/●●/●●
----------	--------------------	-----	----------


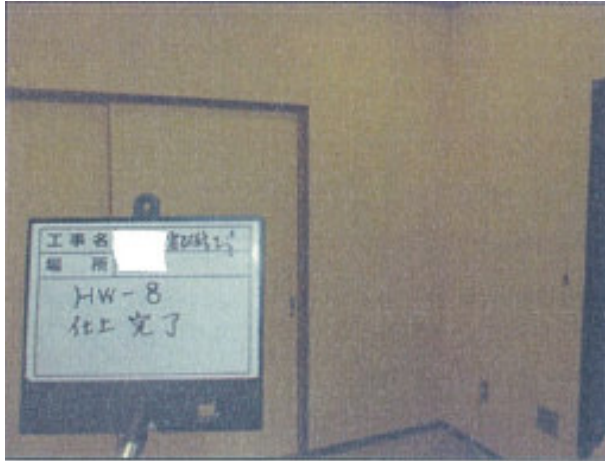
施工中	筋かい金物設置	施工中	筋かい金物設置
上端右	X8, Y3 柱頭部	下端右	X8, Y2 柱脚部
			
備考	告示 1460 号第 1 号 (二) 2 倍金物	備考	告示 1460 号第 1 号 (二) 2 倍金物

施工中	受材 45×45 材設置	施工中	受材 45×45 材設置
詳細		詳細	
			
備考	N75-@150	備考	N75-@150

(例) 壁補強工事


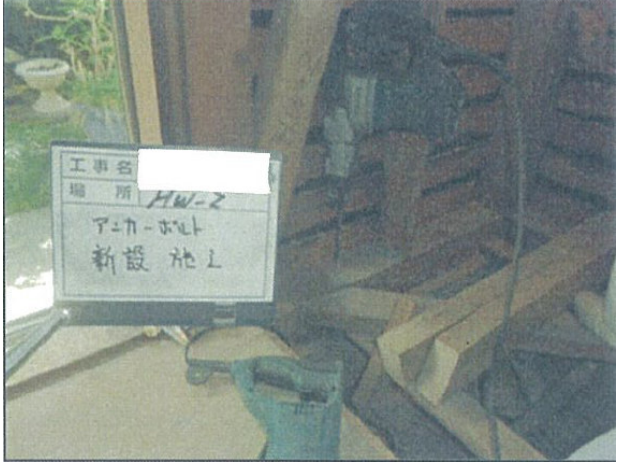
工事箇所 No.	HW8 X8 通り Y2~Y3 通り	施工日	●●/●●/●●
----------	--------------------	-----	----------

施工中 全景	構造用合板 t = 9 (大壁仕様)	施工中 全景	構造用合板 t = 9 (大壁仕様)
			
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block; color: red;">釘ピッチが分かるよう鮮明な写真としてください。</div>			
備考	N50-@150	備考	N50-@150

施工中 詳細	構造用合板 t = 9 (大壁仕様)	施工後 全景	クロス貼り後
			
備考	N50-@150 特類	備考	

(例) 壁補強工事

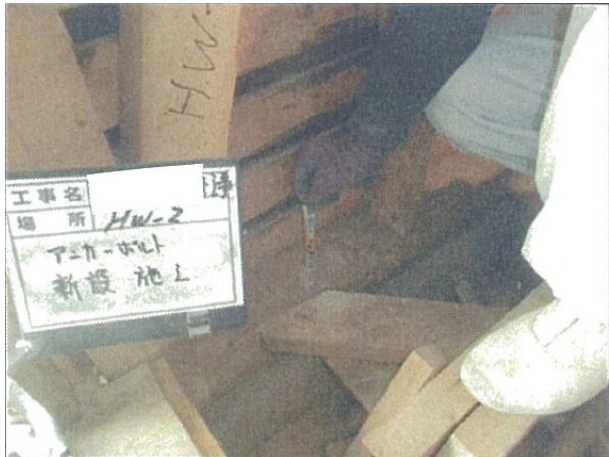

工事箇所 No.	HW2 X1 通り Y2~Y3 通り	施工日	●●/●●/●●
----------	--------------------	-----	----------

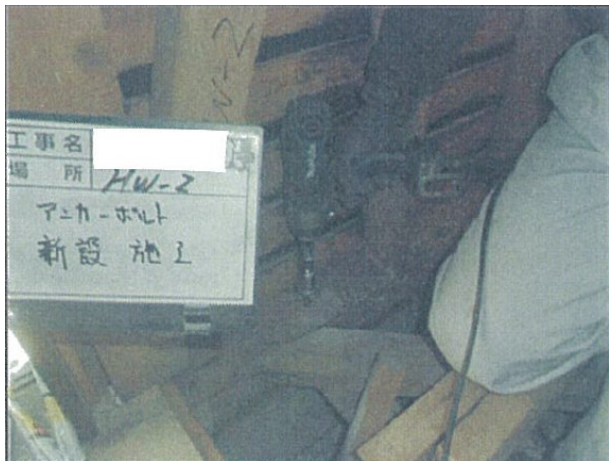
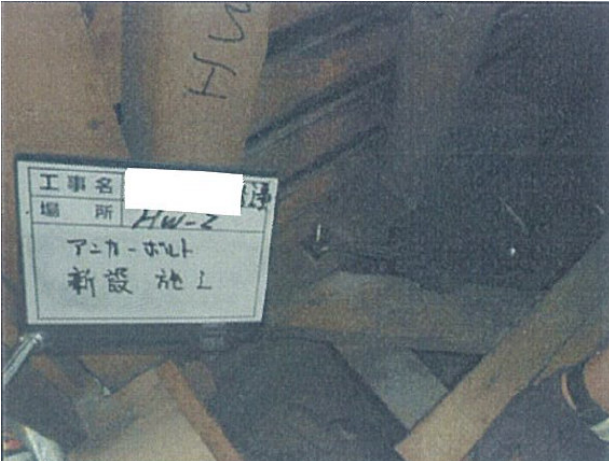
施工前	土台アンカーボルト	施工前	土台アンカーボルト
全景	施工中	全景	施工中
			
備考	穿孔中	備考	穿孔中

施工中	土台アンカーボルト	施工中	土台アンカーボルト
全景	施工中	全景	施工中
			
備考	穿孔穴の清掃	備考	穿孔穴の清掃

(例) 壁補強工事


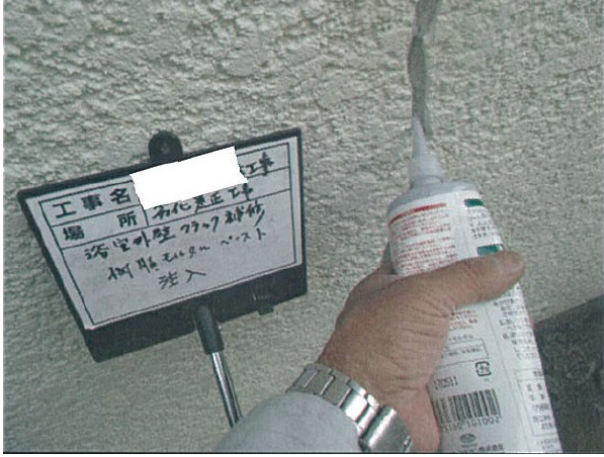
工事箇所 No.	HW2 X1 通り Y2~Y3 通り	施工日	●●/●●/●●
----------	--------------------	-----	----------



施工前	土台アンカーボルト	施工前	土台アンカーボルト
全景	施工中	全景	施工中
			
備考	ケミカルアンカー設置	備考	アンカーボルト打ち込み

施工中	土台アンカーボルト	施工中	土台アンカーボルト
全景	施工中	全景	施工中
			
備考	アンカーボルト打ち込み	備考	アンカーボルト設置後

(例) 劣化是正

工事箇所 No.	外壁クラック補修	施工日	●●/●●/●●
----------	----------	-----	----------

施工前	外壁クラック補修	施工中	樹脂モルタルペースト注入
全景	清掃	全景	
			
備考		備考	

施工中	樹脂モルタルペースト注入後	施工後	外壁塗装補修後
詳細		全景	
			
備考		備考	

(例) 劣化是正


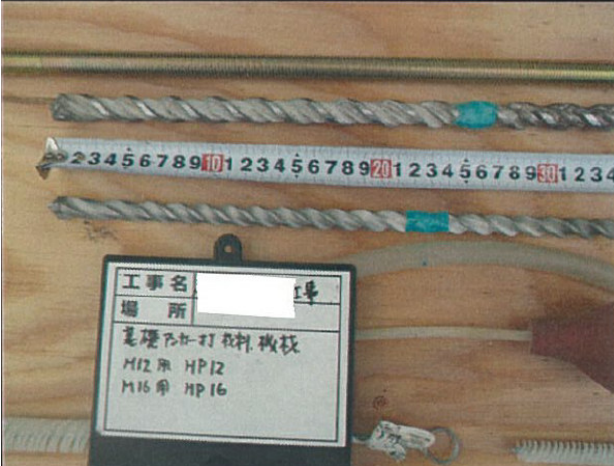
工事箇所 No.	雨樋補修	施工日	●●/●●/●●
----------	------	-----	----------

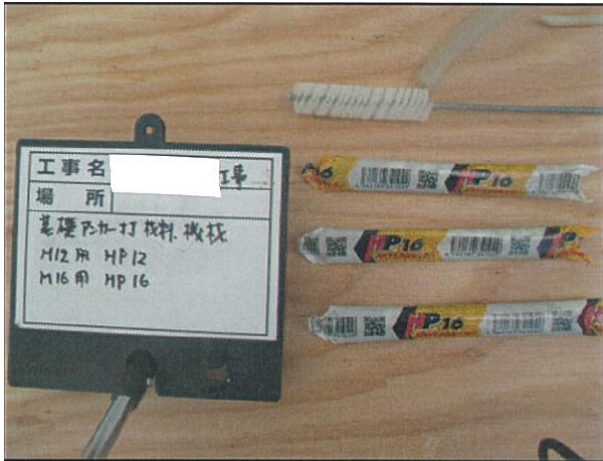
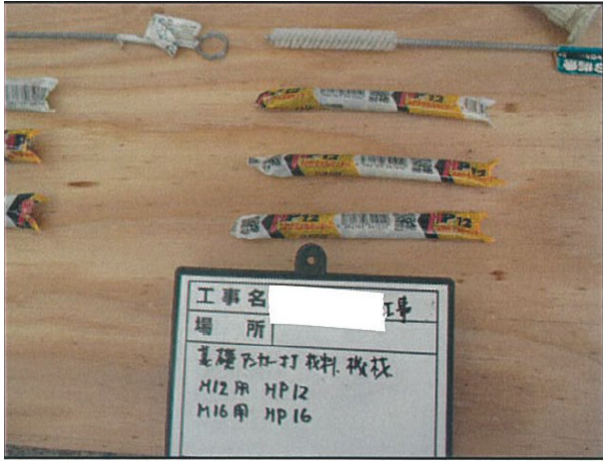
施工前	縦樋補修前	施工中	縦樋撤去
全景		全景	
			
備考		備考	

施工中	固定金具取り付け	施工後	縦樋補修後
詳細		全景	
			
備考		備考	

(例) 使用機材及び接合金物

工事箇所 No.	使用機材及び接合金物	施工日 ●●/●●/●●
----------	------------	--------------


施工前 全景	基礎アンカーボルト ケミカルアンカー	施工前 詳細	キリ
			
備考	M16 M12	備考	M16 用：穿孔深さ 250mm M12 用：穿孔深さ 220mm

施工前 詳細	ケミカルアンカー	施工前 全景	ケミカルアンカー
			
備考	M16 用：HP16	備考	M12 用：HP12

(例) 使用機材及び接合金物

工事箇所 No.	使用機材及び接合金物	施工日	●●/●●/●●
----------	------------	-----	----------

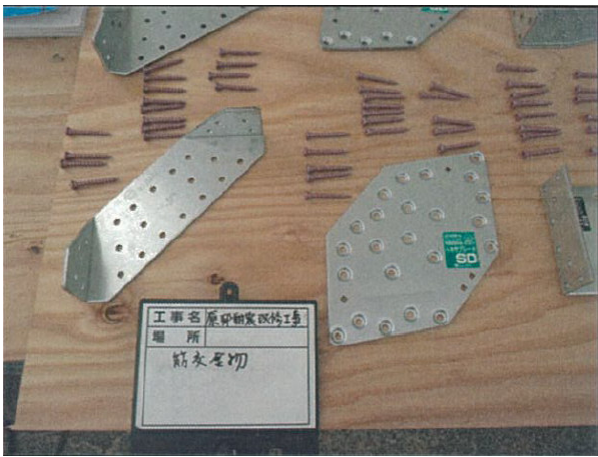
施工前 全景	使用釘	施工前 詳細	使用釘
			
備考	左から N50、N65、N75、N90	備考	N50

施工前 詳細	使用釘	施工前 全景	使用釘
			
備考	N75	備考	N90

(例) 使用機材及び接合金物



工事箇所 No.	使用機材及び接合金物	施工日	●●/●●/●●
----------	------------	-----	----------



施工前	筋かい金物	施工前	筋かい金物
全景		詳細	
			
備考		備考	左：2倍筋かい<リペロⅡ> (柱側8本、筋かい側6本) 右：1.5倍筋かい<リペロ> (柱側5本、筋かい側5本)

施工前	筋かい金物	施工前	
詳細		全景	
		空欄	
備考	左：Bイーグレット2倍 (柱側4本、横架材側4本、筋かい側8本) 右：2倍ヘキサプレートSD (柱側5本、横架材側7本、筋かい側5本)	備考	

(例) 使用機材及び接合金物



工事箇所 No.	使用機材及び接合金物	施工日	●●/●●/●●
----------	------------	-----	----------

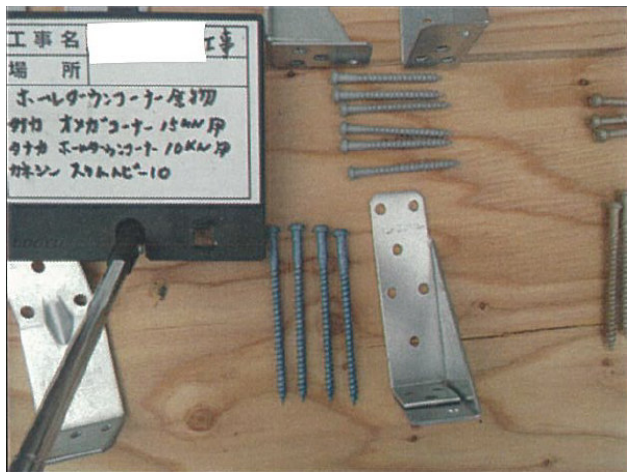
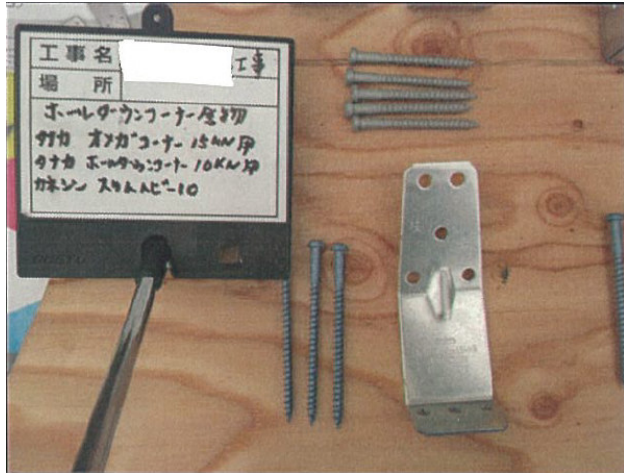
施工前 全景	ホールダウン金物	施工前 詳細	ホールダウン金物 15kN用
			
備考	左から 15kN用、20kN用、25kN用	備考	ビス止めホールダウンU (ビス5本)

施工前 詳細	ホールダウン金物 20kN用	施工前 全景	ホールダウン金物 25kN用
			
備考	ビス止めホールダウンU (ビス7本)	備考	ビス止めホールダウンU (ビス10本)

(例) 使用機材及び接合金物

工事箇所 No.	使用機材及び接合金物	施工日	●●/●●/●●
----------	------------	-----	----------

施工前	コーナー金物	施工前	コーナー金物
全景		詳細	
			
備考		備考	スリムヘビー10 (柱側3本、筋かい側2本)

施工前	コーナー金物	施工前	コーナー金物
詳細		全景	
			
備考	ホールダウンコーナー10kN用 (柱側6本、横架材側4本(ブルー))	備考	オメガコーナー15kN用 (柱側5本、横架材側3本(ブルー))

参考5. 世田谷区木造住宅耐震改修等支援事業における用語の定義

- 申請者** 建物所有者であり、支援対象事業を行う者。共有の場合は、共有者全員から承諾を得た代表者。支援対象事業を行う者とは、耐震改修工事等を行う工事契約等の発注者。
- 代理者（代理人）** 助成金申請等の手続きを申請者に代わって行う者。委任状が必要。
- 住宅** 一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍、下宿、延べ面積の過半を住宅として使用している兼用住宅又は併用住宅。
- 旧耐震** 昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築工事に着手したもの（昭和 56 年 6 月 1 日以降に元の延べ面積の 2 分の 1 以内の増築をしたものを含む）。
 ≪支援制度の概要は茶色いパンフレット参照≫
- 新耐震** 昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日以前に新築工事に着手したもの（平成 12 年 6 月 1 日以降に元の延べ面積の 2 分の 1 以内の増築をしたものを含む）、又は昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築工事に着手し、昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日以前に元の延べ面積の 2 分の 1 を超える増築をしたもの。
 ≪支援制度の概要は青色のパンフレット参照≫

〔旧耐震・新耐震の区分確認表〕

①新築時期	②増築の規模	③増築時期	旧・新
～S56.5.31	なし		旧耐震
	元の面積の 1/2 以下		旧耐震
	元の面積の 1/2 超	～S56.5.31	旧耐震
S56.6.1～H12.5.31	なし	S56.6.1～H12.5.31	新耐震
		H12.6.1～	(対象外)
	元の面積の 1/2 以下	S56.6.1～H12.5.31	新耐震
		H12.6.1～	(対象外)
H12.6.1～			(対象外)

- 在来軸組構法** 梁や桁で床組や小屋梁組を構成し、それを柱で支える形式。最も一般的な木造住宅の構法。
- 枠組壁工法** 木造の枠組み材に構造用合板等の面材を緊結して壁と床を作る北米発祥の建築工法。2 インチ× 4 インチの規格材を多く使用することからツーバイフォー工法とも呼ばれる。
- 上部構造評点** 一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」による評点。評点 1.0 以上は「(大地震で)一応倒壊しない」と判定される。上部構造評点は必要とされる耐力に対する保有している耐力の割合。必要とされる耐力は床面積と建物の重さ等から算出し、保有している耐力は床、壁、基礎の仕様、量、柱梁等接合部の状況、配置のバランス、建物の劣化状況などから算出する。

- ・ **補強設計** 建物全体の上部構造評点が 1.0 以上となる設計を行うこと。
- ・ **耐震改修工事** 建物全体の上部構造評点が 1.0 以上となる工事を行うこと。
 具体的には耐力壁（筋交いや合板を柱梁に固定したもの）をバランスよく配置する、柱梁の接合部を金物で補強する、基礎を補強する、建物を軽くする等により上部構造評点の改善を行う。
- ・ **不燃化耐震改修工事** 建物全体の上部構造評点が 1.0 以上となり、かつ、準耐火建築物等になるよう改修する工事を行うこと。
- ・ **不燃化建替え** 上部構造評点が 1.0 未満の建築物を解体し、準耐火建築物等かつ省エネ基準に適合した建築物となる住宅を新たに建てる工事を行うこと。
- ・ **簡易耐震改修工事** 建物の 1 階部分の上部構造評点が 1.0 以上となる工事を行うこと。
- ・ **除却工事** 建物全てを除却（解体）する工事を行うこと。
- ・ **出来高** 申請年度から工事完了年度が複数年度にわたる場合、年度ごとの工事が完了した部分に相当する金額分をいう。不燃化耐震改修工事、不燃化建替えは助成金の出来高交付が可能。
- ・ **準耐火建築物等** 火災による火熱に一定時間耐えることができる建築物として、建築基準法第 53 条第 3 項で規定する耐火建築物（準耐火建築物）又はこれと同等以上の延焼防止性能を有するものとして政令（建築基準法施行令第 135 条の 20）で定められている。
 例えば木造の場合は、主要構造部（柱、梁、壁、屋根、床、階段）を石膏ボード等で被覆し、かつ窓等の開口部を炎や熱に強い防火設備としたものや、建物の離れ寸法に応じた開口部の面積制限を満たしたものが該当する。
- ・ **省エネ基準適合住宅** 建築物の外壁や窓などから生じる熱損失を断熱等により防止し、入ってくる日射量を庇や窓ガラスの仕様等により小さくし、かつ建築物の設備（冷暖房、換気、照明、給湯）を高効率化して消費するエネルギー量を少なくすることにより、省エネの基準に適合させた住宅。
 日本住宅性能表示制度における断熱等性能等級 4 以上かつ一次エネルギー消費等級 4 以上を有する住宅が該当する。
 【建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（通称：建築物省エネ法）の改正により令和 7 年 4 月から全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けられる。】

・ 【リ・バース60】耐震改修利子補給制度

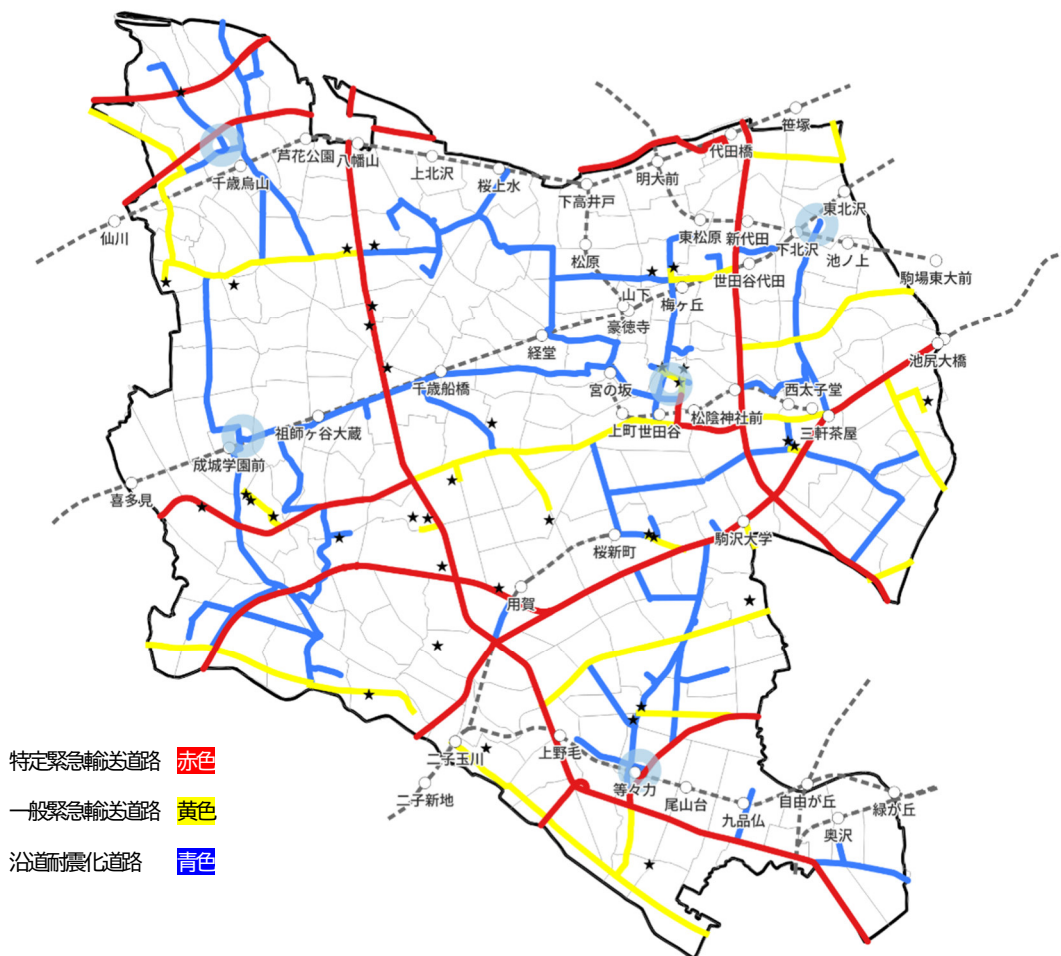


高齢者世帯の耐震化を促進するため、住宅金融支援機構の「リ・バース60」を活用した耐震改修融資について、金融機関への利子補給を国が負担することにより、利用者に対して無利子又は低利子で融資をする制度。制度の詳細は住宅金融支援機構（TEL0120-9572-60）へお問合せください。利用するには取扱い金融機関への申し込みと、区に助成金申請が必要。利子補給制度を利用すると、耐震改修工事等の助成金額が減額される。

・ 一般緊急輸送道路沿道建築物

一般緊急輸送道路に接する敷地に建つ建築物で、道路の中心（道路の幅が12m以下の場合は道路と敷地の境界から6mの位置）から1/2勾配の斜線を引いた時に、建物の高さがその斜線を超える部分がある建築物をいう。緊急輸送道路は、震災時に避難や救急・消火活動、緊急物資輸送の大動脈となる幹線道路であり、震災の被害を最小化し、早期復旧を図るために緊急輸送道路沿道の耐震化を進め、建物の倒壊による道路閉塞を防止することが重要。特に耐震化を図る必要があると認める緊急輸送道路を「特定緊急輸送道路」といい、特定緊急輸送道路以外を「一般緊急輸送道路」という。（特定緊急輸送道路沿道建築物への耐震化支援は『世田谷区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業』で行っている。）

※緊急輸送道路等は変更される可能性もあります。
最新情報はお問合せください



緊急輸送道路・沿道耐震化道路 路線図
(令和8年4月時点)